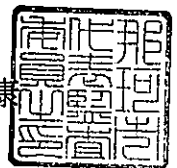


那珂市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第9項の規定に基づき、平成27年度定期監査の結果
について、別紙のとおり公表します。

平成28年3月7日

那珂市代表監査委員 萩 谷 眞 康



那 監 第 6 0 号
平成 2 8 年 3 月 7 日

那珂市長	海 野 徹 様
那珂市議会議長	助 川 則 夫 様
那珂市教育委員会委員長	中 澤 明 様
那珂市選挙管理委員会委員長	吉 野 四 郎 様
那珂市農業委員会会長	吉 原 誠 一 様
那珂市固定資産評価審査委員会委員長	高 村 和 正 様

那珂市監査委員 萩 谷 眞 康

那珂市監査委員 福 田 耕四郎

平成 27 年度那珂市定期監査の結果及び意見について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき平成 27 年度の定期監査を実施したので、
同条第 9 項及び第 10 項の規定により、別紙のとおり監査の結果に関する報告及び意見
を提出します。

担当
監査委員事務局 平野・猪野
内線 5 7 2

平成 27 年 度
定 期 監 査 報 告 書

那 珂 市 監 査 委 員

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項による定期監査

2 監査の範囲

平成27年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

3 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうか、又は、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

4 監査の方法

監査に当たっては、対象部課等から提出された資料に基づき、予備監査として補助職員により関係書類の監査を実施した。本監査においては、対象部課長等から提出資料に基づき説明を受け、質疑を行うとともに、出先機関については、現地において監査を実施した。

なお、本監査は、あらかじめ指定した課室及び施設のほか、予備監査の結果、本監査が必要であると監査委員が認めた施設を対象に実施することとした。

5 監査の期間

平成27年10月2日から平成28年1月26日まで

6 監査の対象及び監査日

監査対象		予備監査	本監査
行財政改革推進室（監査委員事務局）		平成28年 1月 13日	平成28年 1月 26日
企画部	秘書広聴課（市民相談室）	平成27年 10月 2日	平成27年 10月 27日
	政策企画課（情報政策室）	平成28年 1月 8日	平成28年 1月 26日
総務部	総務課 （選挙管理委員会・固定資産評価審査委員会事務局）	平成27年 11月 4日	平成27年 11月 25日
	財政課	平成28年 1月 13日	平成28年 1月 26日
	税務課	平成27年 10月 7日	平成27年 10月 27日
	収納課	平成27年 10月 7日	平成27年 10月 27日
	瓜連支所	平成27年 11月 6日	平成27年 11月 27日
市民生活 部	市民協働課	平成28年 1月 12日	平成28年 1月 26日
	ふれあいセンターよこぼり	平成28年 1月 8日	—
	ふれあいセンターごだい	平成28年 1月 8日	—
	ふれあいセンターよしの	平成28年 1月 8日	—
	総合センターらぼーる	平成28年 1月 8日	—
	市民課	平成27年 12月 1日	平成27年 12月 25日
	那珂聖苑	平成28年 1月 7日	—

監査対象		予備監査	本監査
保健福祉部	環境課(消費生活センター)	平成27年 12月 7日	平成27年 12月 24日
	防 災 課	平成28年 1月 6日	平成28年 1月 25日
	社 会 福 祉 課	平成27年 12月 8日	平成27年 12月 24日
	こ ど も 課	平成28年 1月 13日	平成28年 1月 26日
	菅 谷 保 育 所	平成28年 1月 7日	—
	地域子育て支援センター	平成28年 1月 7日	—
	こども発達相談センター	平成28年 1月 13日	—
	介 護 長 寿 課	平成27年 10月 7日	平成27年 10月 28日
	保 険 課	平成27年 10月 6日	平成27年 10月 28日
産業部	健 康 推 進 課	平成27年 10月 5日	平成27年 10月 27日
	農 政 課	平成27年 10月 2日	平成27年 10月 27日
建設部	商 工 観 光 課	平成28年 1月 8日	平成28年 1月 25日
	土 木 課 (用 地 室)	平成28年 1月 12日	平成28年 1月 26日
	都 市 計 画 課	平成27年 11月 5日	平成27年 11月 25日
上下水道部	建 築 課	平成27年 12月 2日	平成27年 12月 24日
	下 水 道 課	平成27年 11月 6日	平成27年 11月 27日
議会	水 道 課	平成27年 12月 2日	平成27年 12月 25日
	会 計 課	平成27年 10月 5日	平成27年 10月 26日
農 業 委 員 会 事 務 局		平成27年 10月 5日	平成27年 10月 26日
教育委員会	農 業 委 員 会 事 務 局	平成27年 10月 7日	平成27年 10月 28日
	学校教育課(指導室)	平成27年 11月 10日	平成27年 11月 27日
	学 校 給 食 セ ン タ ー	平成27年 11月 9日	平成27年 11月 26日
	横 堀 小 学 校	平成27年 11月 6日	平成27年 11月 26日
	額 田 小 学 校	平成27年 11月 4日	平成27年 11月 26日
	第 二 中 学 校	平成27年 11月 5日	平成27年 11月 26日
	横 堀 幼 稚 園	平成27年 11月 6日	平成27年 11月 26日
	額 田 幼 稚 園	平成27年 11月 4日	平成27年 11月 26日
	生 涯 学 習 課	平成28年 1月 12日	平成28年 1月 26日
	ス ポ ー ツ 推 進 室	平成28年 1月 7日	—
	図 書 館	平成28年 1月 6日	—
	中 央 公 民 館	平成28年 1月 6日	—
消防本部	歴 史 民 俗 資 料 館	平成28年 1月 7日	—
	総務課、予防課、 警防課、通信指令室、 東消防署、西消防署	平成27年 10月 6日	平成27年 10月 27日

第2 監査の結果

1 行財政改革推進室・監査委員事務局

(1) 監査の結果

財務に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

2 企画部

(1) 監査対象課等

秘書広聴課（市民相談室）、政策企画課（情報政策室）

(2) 監査の結果

財務に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

3 総務部

(1) 監査対象課等

総務課（選挙管理委員会事務局・固定資産評価審査委員会事務局）、財政課、税務課、
収納課、瓜連支所

(2) 監査の結果

財務に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

(3) 個別的意見

総務課について、那珂市職員の流動体制に関する要綱を活用し、すでに住民税申告など他課室職員の応援を得て実施している事業があるが、これ以外の事業であっても、各課室の閑散期・繁忙期を積極的に調整し、平均化を図ることで、事務の効率化を進める必要があると思われる。

4 市民生活部

(1) 監査対象課等

市民協働課（ふれあいセンターよこぼり、ふれあいセンターごだい、ふれあいセンターよしの、総合センターらぼーる）、市民課（那珂聖苑）、環境課（消費生活センター）、
防災課

(2) 監査の結果

財務に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

(3) 個別的意見

環境課について、本年度のスズメバチ駆除にかかる補助金は予算額を超えたために、その後補助金の交付を希望した市民は、補助を利用することができなかった。被害を軽減する意図で補助を実施していることを考慮すれば、十分な見通しや、急激な増加などに対応することができるよう、留意する必要があると思われる。

また、可燃ごみの排出にあたり、市民には指定袋に氏名を記載のうえ排出を求めているが、プライバシーの配慮を求める意見と、適正な分別やごみの減量化に資するとする意見がそれぞれ寄せられているところである。直ちに判断することは困難ではあるが、その間についても適切にごみ収集が行われるよう、十分留意して取り組む必要があると思われる。

5 保健福祉部

(1) 監査対象課等

社会福祉課、こども課（菅谷保育所、地域子育て支援センター、こども発達相談センター）、介護長寿課、保険課、健康推進課

(2) 監査の結果

財務に関する事務のうち、下記事項については、速やかに是正又は改善することが望ましいと認められた。また、下記事項以外については、適正に執行されていると認められた。

- 一部の契約伺いに随意契約の理由が記載されていないものが見受けられたため、速やかに改善すべきである。（保険課）

(3) 個別的意見

介護長寿課について、一人暮らし高齢者の見守りは民生委員が中心となって活動を実施しているが、近年は民間事業所とも積極的に協定を締結し活動を広げている。効果的な活動となるよう、特に民間事業所からの情報提供を受ける際には、積極的に報告いただくよう留意して取り組む必要があると思われる。

6 産業部

(1) 監査対象課等

農政課、商工観光課

(2) 監査の結果

財務に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

(3) 個別的意見

農政課について、近年は米価が下落しており、また、農家の高齢化も進んでいることから、農地の貸し借りに理解を求めながら、農業の効率化を進めるための取組みを積極

的に進める必要があると思われる。

また、現在休館中の「しどりの湯」について、活用に向けた検討が進められているが、建物を維持管理するためにも経費が必要であることから、速やかに方向性を示す必要があると思われる。

7 建設部

(1) 監査対象課等

土木課（用地室）、都市計画課、建築課

(2) 監査の結果

財務に関する事務のうち、下記事項については、速やかに是正又は改善することが望ましいと認められた。また、下記事項以外については、適正に執行されていると認められた。

- 事務局を担当している団体について、入出金に係る記帳を行っていないかったため、速やかに改善すべきである。（土木課）
- 一部の財務に係る文書について綴り誤りがあったため、速やかに改善すべきである。（建築課）

(3) 個別的意見

都市計画課について、市街地を重点的に整備することでコンパクトなまちづくりが可能であるが、現在の市街化調整区域についても、集落を維持する観点を踏まえ、十分留意する必要があると思われる。

建築課について、市営住宅使用料の未収金は個別訪問などにより対応しているところであるが、明らかに収納が困難な案件については、裁判所への申立を行うべきか、不納欠損すべきか、いずれかの方向性を検討すべきであるが、結果的にはいずれも選択されないまま経過している状況である。未収金を計上するにも経費を要していることに十分留意し、速やかに判断すべきであると思われる。

8 上下水道部

(1) 監査対象課等

下水道課、水道課

(2) 監査の結果

財務に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

9 会計課

(1) 監査の結果

財務に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

(2) 個別的意見

指定金融機関を2行による交替制とする見直しについて、交替制の効果が十分発揮されるよう、移行作業を円滑に進める必要があると思われる。

また、昨年度も述べたが、基金については、設置目的に沿って、運用金額及び運用期間に応じ、早急に、最も確実かつ効率的な運用を図る必要があると思われる。

10 議会事務局

(1) 監査の結果

財務に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

11 農業委員会事務局

(1) 監査の結果

財務に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

12 教育委員会

(1) 監査対象課等

学校教育課（指導室、学校給食センター）、横堀小学校、額田小学校、第二中学校、横堀幼稚園、額田幼稚園、生涯学習課（スポーツ推進室、図書館、中央公民館、歴史民俗資料館）

(2) 監査の結果

財務に関する事務のうち、下記事項については、速やかに是正又は改善することが望ましいと認められた。また、下記事項以外については、適正に執行されていると認められた。

- 負担金を支出している団体の活動内容や加入理由を質問したところ、一部についてはこれらが明示されなかった団体があった。各団体が実施する事業が意図に沿ったものか速やかに把握し、加入すべきかどうか検討すべきである。（学校教育課）
- 総合公園プールについて、委託者から提出された利用状況に係る日報の記載内容が誤っていたにもかかわらず、担当課室は内容の確認を行っていなかった。日報の内容に疑義がある場合には、速やかに内容を聞き取るなど、十分に連絡を図り事業を実施すべきである。（生涯学習課スポーツ推進室）
- 利用者が納付した施設使用料の指定金融機関への入金について、通常は毎月2回ずつ定期的に行われているが、1ヵ月程度の間隔となった月があった。入金時には使用申請書や使用状況の確認もあわせて行うこととしているため、入

金の回数を増やすとともに、定期的を実施することで、速やかに確認が行えるよう見直すべきである。(生涯学習課中央公民館)

(3) 個別的意見

学校教育課給食センターについて、異物混入時の対応については、速やかな対応により、短期間のうちに信頼を回復し、問題を最小限に食い止めることができるものと思われる。すでに作業マニュアルなどを変更されているが、引き続きご留意いただきたい。

学校教育課額田幼稚園について、今年度末をもって閉園となることが予定されているため、現在の在園児及び保護者に対する配慮については、引き続きご留意いただきたい。

13 消防本部

(1) 監査対象課等

総務課、予防課、警防課、通信指令室、東消防署、西消防署

(2) 監査の結果

財務に関する事務のうち、下記事項については、速やかに是正又は改善することが望ましいと認められた。また、下記事項以外については、適正に執行されていると認められた。

- 防火管理者講習会時のテキスト代の受領方法について、現在は参加者が直接書店から購入する取扱いとしているため、実態に応じた方法とするよう改善すべきである。(予防課)

(3) 個別的意見

通信指令室について、消防救急無線設備・指令センター共同化整備事業を実施しているが、経費の節減や回線の品質の向上をはじめとする共同化によるメリットを市民が認識できるよう、説明を続けていくことが重要であると思われる。

第3 総括的意見

職員の配置について、総務部総務課における個別的意見でも述べたが、那珂市職員の流動体制に関する要綱を活用し、すでに住民税申告など他課室職員の応援を得て実施している事業があるが、これ以外の事業であっても、各課室の閑散期・繁忙期を積極的に調整し、平均化を図ることで、事務の効率化を進める必要があると思われる。

DV等の対応について、現在は、担当課が社会福祉課・介護長寿課・こども課・市民協働課・秘書広聴課市民相談室等、複数にまたがっている。各課で実際に対応する際には、職員によって認識に差が生じることのないよう、対応について留意して取り組む必要があると思われる。

各施設のほか、市道や公園をはじめとする公共施設について、設置後にも維持管理費のほかに借地料・起債利子などの諸コストが必要なことを十分認識し、あらかじめ設置時に検討したうえで事業を行う必要があると思われる。

指定金融機関を2行による交替制とする見直しについて、会計課における個別的意見でも述べたが、交替制の効果が十分発揮されるよう、移行作業を円滑に進める必要があると思われる。

また、基金については、昨年度も述べたが、設置目的に沿って、運用金額及び運用期間に応じ、早急に、最も確実かつ効率的な運用を図る必要があると思われる。

最後に、事務を処理するに当たっては、市民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げることができるよう、また、組織及び運営の合理化に努めるようご留意いただきたい。